



教学第 1080 号
教保第 427 号
令和 3 年 9 月 16 日

各市町村教育委員会教育長 様
(関係教育事務所 経由)

岩手県教育委員会事務局
学校教育室長
保健体育課総括課長

岩手緊急事態宣言解除に伴う学校における対応について (参考送付)

このことについて、岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部第 41 回本部員会議 (令和 3 年 9 月 16 日) において、岩手緊急事態宣言 (令和 3 年 9 月 9 日改訂) を、令和 3 年 9 月 16 日をもって解除することに伴い、教育活動の対応等について、別添のとおり県立学校長宛て通知いたしました。

つきましては、市町村立学校においても、県立学校の下記取組に準じた対応をお願いいたします。

記

1 教育活動について

- (1) 校外で行う活動 (修学旅行、遠足、社会科の見学、体験活動等) については、外部との接触がある活動内容を見直し、適切な感染防止対策を徹底すること。
- (2) 文化祭等の学校行事は、地域の感染状況等を踏まえ、学校長が慎重に判断すること。
- (3) 公共交通機関による通学での密を避ける必要がある場合には、時差通学を実施すること。

2 部活動について

- (1) 実施については、地域の感染状況や競技特性及び活動形態等を踏まえ、慎重に判断すること。
- (2) 当面、活動時間は、可能な限り時間短縮を図ること。
- (3) 当面、練習試合及び合同練習については、「県外へ移動しての活動」「県外の学校等との活動」は、原則「禁止」とする。
- (4) 上記の内容以外については、「県立学校の部活動について (令和 3 年 4 月 6 日通知)」を確認し、感染症対策を徹底した上で活動すること。

【担当】

- | | |
|-------------|----------------------------|
| ○教育活動に関すること | 学校教育室高校教育担当 (019-629-6140) |
| ○部活動に関すること | 保健体育課学校体育担当 (019-629-6190) |